

入学前、雇用保険に2年以上加入していた方は、本学院に入学することにより、ハローワークから「**専門実践教育訓練給付金**」が支給される場合があります。

島根県立石見高等看護学院

1. 概要

専門実践教育訓練給付金（以下「給付金」という。）は、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練（以下「対象講座」という。）を受けた場合に、受講者が支払った費用の一部に相当する額をハローワークが支給するもので、島根県立石見高等看護学院の課程が対象講座として指定を受けました。

2. 給付金の支給内容

(1) 対象者

一般被保険者であった方（離職者）が、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ雇用保険に2年以上加入（初めて支給を受けようとする方の場合）していた方

(2) 支給額

ア 受講者が支払った授業料等の40%

なお、テキスト代、教材費等は対象になりません。

イ 看護師資格を取得し、かつ、受講終了日（以下、「卒業日」という。）の翌日から1年以内に被保険者として支給された場合は60%

(3) 支給期間

最長3年

3. 支給申請手続き（詳細は、ハローワークに相談してください。）

(1) 受講前

受講開始日（以下「入学式」という。）の1ヶ月前までに、ハローワークからジョブ・カードの交付を受けた後、ジョブ・カード及び教育訓練給付金受給資格確認票等を本人の住所を管轄するハローワークに提出し、受給資格者証の交付を受けます。

(2) 受講中

入学式から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日から起算して1ヶ月以内に、給付金の受給資格者証及び支給申請書等をハローワークに提出し、給付金を受給します。

(3) 受講終了後

看護師資格を取得し、卒業日から1年以内に被保険者として雇用された場合は、卒業日の翌日から起算して1ヶ月以内に、追加給付を受けるための支給申請書等をハローワークに提出します。

4. 支給要件照会

給付金の支給申請に先立ち、入学式当日における給付金の受給資格の有無について、ハローワークに照会することができます。